

公益財団法人高知県スポーツ協会

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第13条第3項及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤職員とは、常勤職員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第4条 この法人は、常勤理事及び税理士又は公認会計士の職にある監事の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は、月額とし、税理士又は公認会計士の職にある監事については年額とする。
- 3 評議員、常勤理事以外の理事及び税理士又は公認会計士の職にある監事以外の監事は、無報酬とする。

(報酬の額)

第5条 この法人の常勤理事及び税理士又は公認会計士の職にある監事の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤理事の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は、「職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）」の適用を受ける高知県職員の例による。

- 2 常勤理事の報酬を月の途中で支給する場合は、日割りとする。
- 3 税理士又は公認会計士の職にある監事にあつては、年額をもって支給し、支給日は、当該年度の監査終了後とする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通 勤 費)

第 8 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、この法人の事務局職員の給与に関する規則に準じて通勤費を支給する。

(費 用)

第 9 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担する費用又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

ただし、理事会及び評議員会における、役員及び評議員が負担する費用（旅費を除く）は支払わないものとする。

2 前項ただし書の規程により支払われる旅費については、公益財団法人高知県スポーツ協会役員・職員等旅費規程、第 4 条第 5 項の規程を準用する。

(公 表)

第 10 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人高知県体育協会の設立の登記日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 23 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日（名称変更）から施行する。
- 5 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

| | |
|--------------------------|--------------------------|
| 常勤理事の報酬月額 | 1 人につき 45 万円までの範囲内で支給する。 |
| 税理士又は公認会計士の職にある監事の年間報酬総額 | 1 人につき 22 万円までの範囲内で支給する。 |